

令和4年度和歌山県中核産業人材確保強化のための奨学金返還に係る助成制度  
交付対象者募集要領

和歌山県内の製造業、情報通信業の参画企業に就職を希望する大学生、大学院生、高等専門学校生（専攻科を含む。）の方で、奨学金返還助成制度の適用を希望する方を募集します。

（注）奨学金返還の助成を受けるためには、募集要領に記載のとおり申請を行い、交付対象者として認定を受ける必要があります。

## 1 募集対象者

次の各号の全てに該当する方を対象とします。

- (1) 次のア又はイの奨学金を借り入れている者又は借り入れる予定の者（対象とする奨学金は大学等（高等専門学校本科については最終学年の1年前の学年以上）の在籍期間に借り入れた奨学金に限る。）

ア 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金

イ アに準ずる奨学金として知事が認めるもの

- (2) 大学等の理工系、情報系、農学系及び薬学系の学部または研究科等に在籍する者であって、申請時に最終学年の1年前の学年以上の在籍学生で、かつ、就職先が決まっていない者

- (3) 参画企業が実施するインターンシップ又は企業説明会に参加した者、又は参加することを予定している者

- (4) 参画企業に大学等を卒業した年度の翌年度から期限の定めのない雇用により継続して3年間以上勤務することを予定している者

（参画企業）下記のいずれかを満たす製造業及び情報通信業の企業で、この助成金制度の趣旨に賛同し協力する企業。

ア 和歌山県内（以下、「県内」という。）に主たる事業所を有する企業。

イ この制度の対象となる者を県内の事業所等で勤務させることを条件に採用する企業。

※対象企業の一覧は、県労働政策課のホームページに掲載します。

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/01shin/uturnshushoku/syougakukin\\_001.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/01shin/uturnshushoku/syougakukin_001.html)

## 2 募集人員

【2023年3月卒業見込み】40名

【2024年3月卒業見込み】50名

## 3 募集締切

【2023年3月卒業見込み】

募集締切：令和4年5月20日（金）必着

【2024年3月卒業見込み】

第1回募集締切：令和4年7月1日（金）必着

第2回募集締切：令和4年10月7日（金）必着

第3回募集締切：令和5年1月20日（金）必着

（注）募集人員に達した場合は、期間に関わらず締切とさせていただきます。

#### 4 助成金額

交付対象者が借り入れた奨学金返還額に相当する額（上限額：100万円）

#### 5 応募の方法

次に掲げる書類を募集期間内にメール・FAX・郵送又は持参で提出してください。

- (1) 交付対象者認定申請書……（様式第2号）
- (2) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の借入額又は借入予定額が確認できる書類
- (3) 作文（1,000～1,200字程度）……（別添「作文について」参照）

#### 6 交付対象者の認定方法

書類審査による選考のうえ認定します。

（注）認定を受けても必ず参画企業に採用されるとは限りません。

（注）参画企業毎に助成する人数枠に上限があるため、必ず助成金が支払われるとは限りません。

人数枠の上限については、県労働政策課 HP をご覧ください。

#### 7 助成の方法

交付対象者が大学等を卒業した翌年度に参画企業に正規雇用者として採用され、かつ3年間勤務したのちに、交付申請に基づき助成金を支払います。

助成金は、原則として奨学金貸与機関に支払います。但し、助成金の額が奨学金の返済残額を上回る場合、その差額は交付対象者に支払います。

※ 正規雇用者とは、雇用期間の定めのない契約に基づく雇用とし、賞与、退職金、諸手当等において、就業規則等で定める通常の職員と同様の扱いとなる雇用形態の者をいいます。

#### 8 認定を受けた後の手続き

- (1) 就業開始・就業後1年経過・就業後2年経過の各時点で、下記の書類を提出してください。
  - ア 奨学金返還に係る助成金状況報告書（様式第5号）
  - イ 在職証明書（様式第6号）
  - ウ 奨学金貸与機関が発行する奨学金の返還額が確認できる書類
- (2) 就業後3年経過した時点で、下記の書類を提出してください。
  - ア 在職証明書（様式第6号）
  - イ 交付申請書兼実績報告書（様式第7号）
  - ウ 奨学金返還に係る助成内容書（様式第8号）
  - エ 奨学金貸与機関が発行する奨学金の返還額が確認できる書類
  - オ 認定通知の写し
  - カ 交付請求書（規則別記第3号様式）

#### 9 交付対象者の取消

次の事由に該当した場合は、交付対象者の認定を取り消すことがあります。

- ア 奨学金の貸与を取り消されたとき。
- イ 留年又は退学したとき。
- ウ 奨学金の返還が免除されたとき。
- エ 奨学金の返還が滞ったとき。
- オ 大学等を卒業した翌年度に対象企業に就職しなかったとき。
- カ 参画企業に就職後3年を経過する前に離職したとき。

キ その他、交付対象者としてふさわしくないと知事が認めたとき。

10 応募先・問い合わせ先

和歌山県商工観光労働局 商工労働政策局 労働政策課 就業支援班  
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話 073-441-2805 Fax 073-422-5004

メール [e0606003@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e0606003@pref.wakayama.lg.jp)